

かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 共同住宅

2以上の世帯が居住する空間が同一の建物にある構造の住宅をいい、事務所や店舗などとの併用住宅を含む。

(2) 管理組合

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体若しくは第65条に規定する団地建物所有者の団体又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人であって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定し規約が制定されているものをいう。

(3) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているものをいう。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりとし、その範囲及び補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は別表1から別表11に定める。

- (1) 神奈川県自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金
- (2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金
- (3) 神奈川県ガスコージェネレーション導入費補助金
- (4) 神奈川県事業用EV導入費補助金
- (5) 神奈川県V2H充給電設備導入費補助金
- (6) 神奈川県EV急速充電設備整備費補助金
- (7) 神奈川県EV普通充電設備整備費補助金
- (8) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金
- (9) 神奈川県水素ステーション整備費補助金
- (10) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金
- (11) 神奈川県既存住宅省エネ改修事業費補助金

2 補助事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。

(3) 次の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。

(5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。

(6) 県税その他の租税を滞納していないこと。

(7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。

(8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(9) 次の補助金の交付を受けようとする者にあつては、県の同一会計年度内に、同一の設置場所において、これらの補助金のいずれの交付申請もしていないこと。

ア 第1項第1号の補助金

イ 第1項第2号の補助金

ウ 第1項第3号の補助金

エ 第1項第9号の補助金

オ 第1項第10号の補助金

カ 第1項第11号の補助金

キ 神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1から別表11に定めるものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

(1) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額。ただし、前条第1項第4号、第5号、第7号及び第9号の補助事業は除く。

(2) 消費税及び地方消費税相当額

（補助額の算出方法等）

第5条 補助額は、別表1から別表11に定める方法で算出するものとする。

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請時の提出書類等）

第6条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、別表1から別表11に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表11に定める様式により通知するものとする。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までとする。

(補助事業の実施)

第9条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手は、別表1から別表11に定めるとおりとする。

2 補助事業は補助事業を実施した年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、別表1から別表11に定める期日とする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助額(第3条第1項第1号及び第2号の補助事業にあつては設備の種類ごとの補助額)に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従つてその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請)

第11条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表11に定める様式を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表11に定める様式により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表11に定める様式を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、別表1から別表11に定める様式により通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、別表1から別表11に定める様式により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例(平成元年神奈川県条例第12号)第1条第1項の規定による県の休日(以下「県の休日」という。)に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第15条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状

況の報告を求め、又は調査することができる。

(決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
- (5) 第3条第1項第2号の補助事業については、第6条に基づく申請を建築主が行った場合で、第15条に基づく実績報告時まで管理組合が設立されなかった場合

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第12条の規定による実績報告は、別表1から別表11に掲げる書類により、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。

- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第16条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表1から別表11に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。

- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、別表1から別表11に定めるとおりとする。

- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするとき又は補助事業をリース、割賦若しくは第3条第1項第1号の補助事業における電力販売により実施する場合で、補助事業者が処分制限期間又はリース、割賦若しくは電力販売契約の期間内に補助対象財産を使用者から引き上げようとするときは（以下取得した財産の処分及び補助対象財産の引き上げを「処分等」という。）、補助事業者は、あらかじめ別表1から別表11に定める様式により処分等の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表11に定める様式により通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 5 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

(書類の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人又は管理組合である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 法人又は管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

(暴力団の排除)

第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 法人又は管理組合にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- 2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降

に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。補助事業者は、知事が神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、あらかじめ当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 前項の規定による取消しをした場合は、第14条を準用する。

(アンケート調査等への協力)

第21条 補助事業者は、県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査等並びに別表1、別表3、別表4及び別表8に定める県への協力事項に協力するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。
- 2 前項の施行日以降、以下の要綱は廃止するものとする。
 - (1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱
 - (2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱
 - (3) 神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱
 - (4) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金交付要綱
 - (5) 神奈川県分散型エネルギーシステム導入費補助金交付要綱
 - (6) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付要綱
 - (7) 神奈川県水素ステーション整備費補助金交付要綱
 - (8) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金交付要綱
 - (9) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱
 - (10) 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金交付要綱
 - (11) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱
 - (12) 地域電力供給システム整備事業費補助金交付要綱

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月26日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前に交付決定した神奈川県蓄電システム導入費補助金及び令和3年度以前に交付決定した神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金については、なお従前のおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月26日から施行する。
- 2 施行日において既に交付決定した補助金については、前項の規定による改正前のがわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱の規定は、なおその効力を有する。

別表9 第3条第1項第9号に規定する補助金（神奈川県水素ステーション整備費補助金）

<p>1 定義</p>	<p>別表9において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。</p> <p>(1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車で、当該自動車に係る道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条の規定する自動車検査証（以下別表9において「自動車検査証」という。）に燃料が圧縮水素であることが記載されているものをいう。</p> <p>(2) 経済産業省補助金 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う水素供給設備の設置に要する経費の一部を補助する水素供給設備整備事業費補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）をいう。</p> <p>(3) 水素供給設備 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備として経済産業省補助金において定義される水素供給設備のうち、定置式のものをいう。</p>
<p>2 第3条の補助事業の範囲</p>	<p>(1) 県内に水素供給設備を導入する事業（以下別表9において「第9号補助事業」という。）とする。</p> <p>(2) 新設のほか、実証等を目的として導入済みの設備を転用し、増設・改造する場合にも適用する。</p> <p>(3) 設備は商用を目的とするものであることとする。</p>
<p>3 第3条の補助事業者</p>	<p>第9号補助事業を実施する個人事業者又は法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。以下別表9において同じ。）とする。</p>
<p>4 第4条の補助対象経費</p>	<p>(1) 設備機器費（水素供給設備一式） 第9号補助事業の実施に必要な設備に要する経費</p> <p>ア 受電設備 イ 原料ガス設備 ウ 水素製造装置 エ 液化水素貯槽、気化器 オ 水素輸送用設備・接続装置 カ 圧縮機 キ 蓄圧器 ク ディスペンサー ケ プレクーラー コ 冷却水装置 サ 計装空気設備・窒素設備 シ 散水設備・貯水槽 ス 制御装置・監視装置・検知警報設備 セ その他（その他水素を燃料として当該自動車に供給するために</p>

	<p>必要な設備)</p> <p>(2) 設計費 第9号補助事業の実施に必要な設計に要する経費</p> <p>ア 設計費（土質調査・測量を含む）</p> <p>イ 官公庁申請費</p> <p>(3) 設備工事費 第9号補助事業の実施に必要な工事に要する経費</p> <p>ア 基礎工事費</p> <p>イ 撤去工事費</p> <p>ウ 現地配管工事費</p> <p>エ 据付工事費</p> <p>オ 試運転調整費</p> <p>カ 舗装工事費</p> <p>キ 給排水設備工事費</p> <p>ク 照明設備工事費</p> <p>ケ 電気工事費</p> <p>(4) 工事負担金 第9号補助事業の実施に必要な工事負担に要する経費</p> <p>ア 本支管工事負担金 敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金（申請者がガス事業者の場合は対象外）</p> <p>イ 給水配管・排水配管工事負担金</p> <p>ウ 電気の供給設備に関する工事費負担金</p> <p>(5) 経費・管理費 第9号補助事業の実施に必要な仮設・現場・管理に要する経費</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>イ 現場管理費</p> <p>ウ 一般管理費</p> <p>エ 諸経費</p>
<p>5 第5条の補助額の算出方法</p>	<p>(1) 第9号補助事業に係る補助対象経費に5分の4を乗じた額から経済産業省補助金交付額を差し引いた額又は35,000千円のうち、いずれか低い額とする。</p> <p>(2) 定置式水素ステーションを設置していない市町村に新たに整備する場合、又は大型事業用車両への充填が可能な水素ステーション（水素供給能力が500Nm³/h以上で、ピーク時に500Nm³/hの水素を充填できる能力を有するもの）を整備する場合は、前号の額に7,000千円を加算した額とする。</p> <p>(3) 「2 第3条の補助事業の範囲」第2号に規定する補助事業については、増設・改造に要した補助対象経費から経済産業省補助金交付額を差し引いた額とする。</p> <p>(4) 前3号の規定にかかわらず、第9号補助事業に係る補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事等を含む。）が</p>

	<p>ある場合、利益などを排除すること。</p> <p>(5) 前4号の規定にかかわらず、「6 第6条の交付申請に係る提出書類」の規定による申請が複数あり、かつ、前4号の規定により算出した各々の額の合計が予算額を上回っている場合には、各々の額を上限として、予算額を当該額に応じて按分することで算出する。</p>
6 第6条の交付申請に係る提出書類	<p>(1) 神奈川県水素ステーション整備費補助金交付申請書（第1号様式）</p> <p>(2) 補助事業者が法人の場合（連名を含む。）は、当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行から3か月以内のもの）又はこれに代わるもの、財務諸表（直近2か年分）及び役員等氏名一覧表（第1号様式別紙）</p> <p>(3) 補助事業者が個人事業者の場合（連名を含む。）は、運転免許証、写真付き住民基本台帳カード又はパスポートのいずれかの写し、及び確定申告書B（直近2か年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書の写し（発行から3か月以内のもの）</p> <p>(4) 申請する施設に係る設備の仕様書</p> <p>(5) 対象設備の設計図面</p> <p>(6) 周辺地図</p> <p>(7) 経済産業省補助金の交付申請書の写し</p> <p>(8) 第1号から第5号以外の経済産業省補助金の交付申請に係る書類一式の写し</p> <p>(9) 経済産業省補助金の交付決定通知書の写し</p> <p>(10) その他知事が必要と認める書類</p> <p>ただし、経済産業省補助金の交付決定を受けていない個人事業者又は法人が交付申請を行う場合は、第7号及び第9号の提出は要しないが、第8号と同等の内容が確認できる書類を添付して提出することとする。</p>
7 第7条の交付の決定等に係る様式	<p>補助金の交付を決定したときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。</p>
8 第9条第1項の補助事業の着手	<p>次の各号に掲げる日のうち、最も早い日とする。</p> <p>(1) 工事の着工のあった日</p> <p>(2) 工事契約のあった日</p>
9 第9条第2項の補助事業完了の日	<p>設置工事、代金支払いの両方を終えた時点とする。</p>
10 第11条第1項の変更の申請に係る様式	<p>神奈川県水素ステーション整備費補助金変更承認申請書（第4号様式）</p>
11 第11条第2項の変更の承認	<p>変更が適当であると認めるときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、適当であると認めな</p>

認等に係る様式	かったときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。
12 第11条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式	神奈川県水素ステーション整備費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）
13 第11条第4項の中止又は廃止の承認等に係る様式	中止又は廃止が適当であると認めたときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知する。
14 第12条の状況報告に係る様式	神奈川県水素ステーション整備費補助金実施状況報告書（第10号様式）
15 第15条の実績報告に係る書類	<p>(1) 神奈川県水素ステーション整備費補助金実績報告書（第11号様式）</p> <p>(2) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、申請者名義の口座に限る。）</p> <p>(3) 請求書の写し</p> <p>(4) 請求明細書の写し</p> <p>(5) 領収書の写し又は金融機関発行の振込証の写し</p> <p>(6) 設備の完成を証する書類・高圧ガス保安法に基づく製造施設完成検査証の写し</p> <p>(7) 取得した設備の写真</p> <p>(8) 完成図書</p> <p>(9) 工程表</p> <p>(10) 経済産業省補助金の実績報告書の写しに提出した書類の写し</p> <p>(11) 第1号から第7号以外の経済産業省補助金の実績報告に係る書類一式の写し</p> <p>(12) 経済産業省補助金の確定通知書の写し</p> <p>(13) 補助額に影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、神奈川県水素ステーション整備費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙）及び変更に係る書類</p> <p>(14) その他知事が必要と認める書類</p> <p>ただし、経済産業省補助金の交付決定を受けていない個人事業者又は法人が実績報告を行う場合は、第10号及び第12号の提出は要しないが、第11号と同等の内容が確認できる書類を添付して提出することとする。</p>
16 第16条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県水素ステーション整備費補助金交付額確定通知書（第12号様式）

	財産の種類		期間
17 第17条第1項の知事が定める財産の種類及び期間	水素供給設備一式	受電設備、原料ガス設備、水素製造装置、液化水素貯槽・気化器、水素燃料輸送用設備・接続装置、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御・監視・検知警報設備等、その他水素を燃料として燃料電池自動車等に供給するために必要な設備	8年
	工事負担金	敷地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金、給水配管・排水配管工事に関する負担金 電気の配給設備に関する工事費負担金 [無形固定資産で全額償却（定額）]	15年
	上記以外の財産		「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間
18 第17条第2項の財産処分に係る様式	神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分承認申請書（第13号様式）		
19 第17条第3項の財産処分の承認等に係る様式	処分が適当であると認めるときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分承認通知書（第14号様式）により、処分が適当であると認めなかったときは、神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分不承認通知書（第15号様式）により通知する。		

神奈川県水素ステーション整備費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

〔法人にあっては
所在地〕

氏 名

〔法人にあっては名称及
び代表者職・氏名〕

（個人にあっては生年月日・性別を記載）

生年月日 T. S. H 年 月 日生

性 別 男・女

神奈川県水素ステーション整備費補助金の交付を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

なお、3の誓約事項について相違ないことを誓約するとともに、暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、本様式及び役員等氏名一覧表（第1号様式別紙）に記載した情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

1 申請内容

水素供給設備名称			
設置事業所住所			
新設／既設の別	新設	既設（増設・改造）	
補助対象経費	円		
	経済産業省 補助金	交付決定額	円
		交付決定番号	
補助金交付申請額※	円（千円未満切捨て）		
当該施設等の総敷地面積	m ²	（うち、当該設備に係る使用面積	m ² ）
事業着手予定月	年 月		
事業完了予定月	年 月		
実績報告書提出予定月	年 月		
本補助事業に係る取引先との利益排除の対象となる関係の有無	有	無	

※補助金交付申請額は、補助対象経費に5分の4を乗じた額から経済産業省補助金交付額を差し引いた額、又は35,000千円のうち、いずれか低い額を上限とする。定置式水素ステーションを設置していない市町村に新たに整備する場合、又は大型事業用車両への充填が可能な水素ステーションを整備する場合は、7,000千円を加算した額とする。

2 連絡先

氏 名	
所属課名等	
電話番号	
F A X 番号	
電子メール	

3 誓約事項

次の事項について相違ないことを誓約します。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 本補助金の交付を受けようとする者にあつては、県の同一会計年度内に、同一の設置場所において、次の補助金のいずれの交付申請もしていないこと。
 - ア かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号から第3号まで及び第9号から第11号までに掲げる補助金
 - イ 神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

記載した全ての者は、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

(法人名称)

(代表者の職・氏名)

神奈川県水素ステーション整備費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業とし、その内容及び補助事業の経費の配分は申請のとおりとします。また、補助事業を実施した年度の3月末日までに事業を完了しなければなりません。
- (2) 補助事業の内容及び補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の額の増額はできません。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければなりません。
- (6) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収します。補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければなりません。
ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したときその他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。

ウ 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。

(7) 補助事業は、この補助金の交付の決定の日の属する県の会計年度中に完了しなければならず、完了しない場合は、既に交付した補助金額に相当する額を県に納付しなければなりません。

(8) この補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。

(9) その他規則及びかながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の定めるところに従わなければなりません。

3 この補助金に係る実績報告は、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した年度の翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。

4 この補助金に係る状況報告は、補助事業を実施した年度の3月末日までに行わなければなりません。ただし、当該期日が県の休日には当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなします。また、同期日までに3の実績報告を行った場合は、行う必要はありません。

5 補助事業により設置した設備については、要綱別表10「17 第17条第1項の知事が定める財産の種類及び期間」に定める期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄する場合（以下「処分」という。）には、知事の承認が必要になります。また、知事の承認を得て処分した場合、必要に応じて、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

6 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければなりません。また、保存期間が満了しない間に法人を解散させる場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

7 次の場合、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

(1) 個人事業者にあつては、住所又は氏名を変更したとき。

(2) 法人にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。

8 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。

神奈川県水素ステーション整備費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
（公印省略）

年 月 日付けで申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

（交付しない理由）

神奈川県水素ステーション整備費補助金変更承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

(法人にあっては
所在地)

氏 名

(法人にあっては名称及
び代表者職・氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

交付申請額	変更前	変更後
	千円	千円

2 変更の理由

注 交付申請に添付した書類のうち、変更のあるものは、変更後の書類を添付すること。

神奈川県水素ステーション整備費補助金変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公印省略)

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)第4条第1項の規定により次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額

既決定額	円
今回変更交付決定額	円

2 補助条件

- (1) この補助金変更の対象となる事業の内容及び補助事業の経費の配分は、年 月 日付けで申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金変更承認申請書記載のとおりとします。
- (2) この変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- (3) この変更交付決定の内容又は条件に不服のあるときは、この変更交付決定通知書を受理した日から10日を経過した日までに申請の取下げをすることができます。
- (4) その他の交付条件については、年 月 日付け 第 号神奈川県水素ステーション整備費補助金交付決定通知書のとおりとします。

神奈川県水素ステーション整備費補助金変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
（公印省略）

年 月 日付けで変更承認申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

（承認しない理由）

神奈川県水素ステーション整備費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所
〔法人にあっては
所在地〕

氏 名

〔法人にあっては名称及
び代表者職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認を受けたく、申請します。

1 中止・廃止の内容

2 中止・廃止の理由

別表9 第8号様式(第11条関係)

神奈川県水素ステーション整備費補助金
中止・廃止承認及び交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公印省略)

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業については、承認することとし、補助金の交付決定を取り消したので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

神奈川県水素ステーション整備費補助金中止・廃止不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
（公印省略）

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第11条第4項の規定により通知します。

（承認しない理由）

神奈川県水素ステーション整備費補助金実施状況報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所
〔 法人の場合は所在地 〕

氏 名
〔 法人の場合は名称及
び代表者の職・氏名 〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業の 年 月 日現在における実施状況について、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助対象経費の執行状況

神奈川県水素ステーション整備費補助金実績報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

住 所

〔法人にあつては〕
所在地

氏 名

〔法人にあつては名称及
び代表者職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業の実績について、関係書類を添えて報告します。

水素供給設備名称			
設置事業所住所			
新設／既設の別	新設	既設（増設・改造）	
補助対象経費	円		
	経済産業省 補助金	交付確定額	円
		交付決定番号	
当該施設等の総敷地面積	m ² （うち、当該設備に係る使用面積 m ² ）		
事業着手日	年 月 日		
事業完了日	年 月 日		
本補助事業に係る取引先との利益排除の対象となる関係の有無	有	無	

(補助金振込先) 通帳等に記載のとおり正確に記載してください。

口座名義人	(フリガナ)
金融機関名	
店名	
預金の種類	普通・当座
口座番号	

注1 申請者名義の口座に限ります。

注2 通帳等の写しを添付してください。

神奈川県水素ステーション整備費補助金仕様変更報告書

年 月 日

申請者 氏 名
(法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業において、仕様等の変更がありましたので、次のとおり報告します。

1 交付申請額

円

2 変更の内容

変更前	変更後

3 変更の理由

神奈川県水素ステーション整備費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
（公印省略）

神奈川県水素ステーション整備費補助金交付決定通知（ 年 月 日付け 第号）により交付決定した補助金については、 年 月 日付けで提出された神奈川県水素ステーション整備費補助金実績報告書に基づき、交付額を 円に確定したので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第16条の規定により通知します。

神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分承認申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 郵便番号

住 所

〔法人にあっては
所在地〕

氏 名

〔法人にあっては名称及
び代表者職・氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた神奈川県水素ステーション整備費補助金に係る事業により取得した財産について、次のとおり処分したいので、承認を受けたく、申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の方法（※）

※ 譲渡、交換、貸与、廃棄、担保提供等の別を記載すること、目的外使用の場合は、用途を記載すること。

3 処分の理由

神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分については、次のとおり承認することとしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第17条第3項の規定により通知します。

1 処分する財産の明細

2 処分の方法

3 承認の条件

- (1) 処分が完了したときは、速やかに別紙の報告書、処分の完了を証する書類の写し及び売却金額が分かる書類の写しを提出すること。
- (2) 処分の完了後に別途通知する補助金に相当する額を納付すること。

注 承認の条件を満たさない場合には、承認を取り消す場合があります。

神奈川県水素ステーション整備費補助金財産処分不承認通知書

第 号
年 月 日

様

神奈川県知事
(公印省略)

年 月 日付けで申請のあった財産の処分については、次の理由により承認しないこととしたので、かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱第17条第3項の規定により通知します。

(承認しない理由)